

議案第9号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年11月28日提出

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(業務状況の説明書類の提出)

第13条 略

(公共施設等運営権の設定)

第14条 知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第16条の規定により、選定事業者（民間資金法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に、第4条第2項に規定する小鹿第一発電所、小鹿第二発電所、春米発電所及び日野川第一発電所（以下「対象発電施設」という。）の運営等（民間資金法第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権（同条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定することができる。

(民間事業者の選定の手続)

第15条 選定事業者に選定されようとする民間事業者は、知事が別に定めるところにより、応募に必要な書類を知事に提出しなければならない。

(業務状況の説明書類の提出)

第13条 略

2 知事は、前項の規定により提出された書類を次に掲げる基準に照らして審査し、最も効率的かつ適切に対象発電施設の運営等を行うことができると認める者を選定事業者として選定するものとする。

- (1) 対象発電施設の運営等を安全かつ確実に実施することができること。
- (2) 再生可能エネルギーの安定供給に資すること。
- (3) 地域経済の発展に資すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が実施方針（民間資金法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）において定める基準を満たすこと。

(運営権者による運営等の基準)

第16条 第14条の規定により公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者（以下「運営権者」という。）は、前条第2項各号の基準に適合するよう対象発電施設の運営等を行わなければならない。

(運営権者の業務の範囲)

第17条 運営権者が行う業務は、対象発電施設の電気設備、取水設備その他の設備の運用、維持管理その他の運営等に関する業務とし、その具体的な内容は、知事が実施方針において定めるものとする。

(発電料金の収受)

第18条 運営権者は、対象発電施設の運営等に伴う発電に係る料金を自らの収入として収受するものとする。

(運営権対価の徴収)

第19条 知事は、運営権者から、民間資金法第20条に規定する費用に相当する金額その他の公共施設等運営権の設定に伴う対価(以下「運営権対価」という。)を徴収するものとする。

2 運営権対価の額、支払方法その他必要な事項は、民間資金法第22条第1項の規定により締結する公共施設等運営権実施契約に定めるものとする。

(企業管理規程への委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必

(企業管理規程への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定

要な事項は、企業管理規程で定める。

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。